
今月のテーマ 上場株式の譲渡損失と配当所得との通算

個人の確定申告の時期となりましたが、平成21年の税制改正において上場株式等の譲渡損失を配当所得と通算する改正が行われており、今回はこの制度について説明します。

1. 上場株式等の配当の申告

平成21年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当については、確定申告を要しないもの、総合課税とするものの他、上場株式等に係る配当所得の課税の特例(措法8の4)として申告分離課税を選択することができることとなり、それぞれ下記の表の通り若干違いがあります。

このうち、上場株式等の譲渡損失と通算できるものは、申告分離課税を選択した配当所得となり、総合課税を選択するか申告分離課税を選択するかは申告する上場株式等の配当の全額について統一して行う点に注意が必要となります。

また、申告分離課税は発行済株式総数の5%以上を有する者が受ける配当については適用されず、総合課税となります。そして、配当控除の適用ができませんので、注意が必要です。

	確定申告をする		確定申告をしない (申告不要制度)
	総合課税	申告分離課税	
株式購入に係る 借入金利息の控除	○	○	×
税率	所得税 5%~40% 住民税 10%	所得税 7% 住民税 3%	所得税 7% 住民税 3%
配当控除 の適用	○	×	×
上場株式等の譲渡損失 との損益通算	×	○	×

2. 上場株式等の譲渡損失と配当所得との通算の留意点

上場株式等の譲渡損失と配当所得との通算の規定は、この平成21年分から適用されることとなりますが、通算の対象となる上場株式等の譲渡損失については平成21年分に発生したものに限りません。前年以前から繰越された上場株式等の譲渡損失も配当所得との通算ができるので、忘れないようにしたいものです。

また、前年上場株式等の譲渡損失があつて確定申告をしていない方であっても、平成20年分の期限後申告を行って譲渡損失の繰越控除の適用を行えば、平成21年の確定申告で配当所得との通算を行うことができると考えられることから、忘れずに前年分の確定申告をしてください。

ところで、この配当所得の申告分離課税については、上場株式等の譲渡損失との通算後に配当所得が残ってしまった場合には当然に合計所得に算入されることから、扶養控除の適用や、市区町村によっては健康保険料等で差が生じることが考えられるため、総合課税・申告不要制度を選択した場合との影響を慎重に検討して適用しましょう。